

予算特別委員会資料

令和 2 年度予算説明書

企 画 調 整 局

目 次

1. 令和2年度予算の概要	-----	1
2. 歳入歳出予算一覧表	-----	16
3. 歳入予算の説明	-----	18
4. 歳出予算の説明	-----	20
5. 債務負担行為	-----	23
6. その他の議案	-----	
第2号議案 神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例の件	----	24

1. 令和2年度予算の概要

(1) 総括

阪神・淡路大震災から25年が経過し、神戸は今、未来に向けて大きく変わりつつあります。企画調整局では、わが国全体が本格的な人口減少時代に入り、本市の人口も減少傾向にあるという厳然たる事実を前提に、従来の価値基準のもと人口を追い求めることのみ偏重することなく、神戸の固有の魅力・都市ブランド力にさらに磨きをかけ、まちの質・くらしの質を高め、選ばれるまちとして、市民、来街者が奥行きと深みを実感できる上質なまちを目指します。そのために、市政の基本的施策の企画立案や新たな行政課題への対応、施策の総合的・計画的な執行を確保するための事業調整など、各局と連携・協調しながら、これからの神戸の成長を支える様々なプロジェクトに取り組んでいきます。

(2) 主要施策

1. 見違えるようなまちづくり

(1) 駅周辺のリノベーション

○ ①名谷駅前 18,000

躍動する多世代共生のまちをめざすため、名谷駅前において地域主体のエリアマネジメントの仕組みづくりを進めるとともに、住み替え促進を検討します。

また、“神戸名谷ワークラボ AOZORA”に続く、職住近接の働く場の創出に向けた検討を行います。



◎ ②垂水駅前 10,000

移転新築される垂水体育館への安全・安心でわかりやすいアクセス検討を行います。

◎ ③谷上駅前 7,000

谷上駅への新たなバス路線を設けることによる交通需要の動向を考慮しながら、円滑な交通処理を行うため機能性の高いロータリー整備を検討します。また、歩行者動線を安全に確保し、利用者が待ち時間を快適に過ごせる空間を創出できるような駅前空間の将来形についても検討します。

④駅前空間向上のための美装化・賑わいの創出 10,000

令和元年度までに行った「利用者視点に立った駅前空間の点検調査」、「駅前空間利活用検討」を基に、駅前空間の賑わい創出に取り組みます。また、専門家による駅前整備のデザインアドバイザーの体制を整えるとともに、広報の充実をはかります。

◎ ⑤HAT 神戸 17,000

新たなシンボルアートを設置するとともに、イベント等を合わせて実施し、兵庫県立美術館を核としたミュージアムロードの流れをなぎさ公園まで展開します。

(注) 事項の中の◎印は新規事業を，○印は拡充事業を示す。

(単位：千円)

◎地下鉄海岸線沿線の活性化 67,070

中央卸売市場本場跡地について，海岸線の利用促進やまちの賑わいの観点から効果的な活用方針を調査・検討するほか，交通局との連携による「地下鉄海岸線中学生以下無料化社会実験」を引き続き実施します。

また，アーティスト・クリエイター等への補助，プロモーションWEBサイト「シタマチコウベ」を基盤とした地域の魅力発信等に取り組むとともに，兵庫運河における夜間景観の形成やイベント開催，「県立兵庫津ミュージアム（仮称）」の開館にあわせた運河沿いプロムナードの延伸等によって，さらなる賑わいの創出をはかります。

2. 都市戦略の検討

(1) 神戸創生戦略・神戸 2020 ビジョンの推進 56,410

「神戸 2020 ビジョン」の後継計画である「(仮称)神戸 2025 ビジョン」(2021～2025年)を策定します。

策定にあたっては，引き続き人口減少の克服と地方創生が重要な要素と考えられることから，次期ビジョンと神戸創生戦略を一本化し，よりわかりやすい計画とします。

(2) データに基づく政策立案 782,340(うち元年度補正予算繰越 47,000)

各種基幹統計調査を実施するとともに，各種統計資料の収集・整理・分析を行い，基礎データの充実をはかります。

また，地理情報システム(GIS)上に，公共施設や人口統計，地域でのイベントなど市が保有する情報を集約して，地図上に表示することにより，様々な行政データを市民にわかりやすく提供します。さらに，庁内データ利活用連携基盤の検討を行い，客観的データに基づく政策立案(EBPM，エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング)を推進します。

(3) 都市戦略研究の推進 20,000

都市戦略の研究機能として課題に即応した調査・研究を行うことで迅速な政策形成につなげるとともに，職員提案の施策化や職員の研究発表の場作りに取り組むことで職員の政策形成能力の向上をはかります。

(4) 広域行政・広域連携の推進 59,642

国や県からの事務移譲を適切に進めるとともに、「特別自治市」制度の法制化等に向け、指定都市市長会を通じた全国の指定都市との連携を深めます。

また、近隣市町をはじめとした都市間連携により、市域を越えた豊かで利便性の高い広域生活圏の構築を進めるほか、関西広域連合において府県域を越えた広域的な行政課題に取り組むことにより、関西全体の活性化をはかります。

(5) 新たな交通政策の検討

○ ①きめ細やかで持続可能な交通環境の形成 63,600

人口減少・少子高齢化の進展など日々変容し続ける社会に柔軟に対応する移動環境の構築をはかるため、ビッグデータを用いて移動需要を把握するとともに、移動需要に応じた適切なバス路線を設定していくための「市バス配置基準」を策定し、市民の足の中核を担う路線バスと、より小規模な移動手段とのベストミックスをはかることにより、これまで以上にきめ細やかで持続可能な交通環境の形成をめざします。

また、自動運転をはじめとする新たなモビリティサービスの導入の実現に向けた地域や事業者に対する支援を行います。

◎ ②北神急行線支援スキームの構築 500,000

市営化後もこれまでと同水準の県市の支援を行うため、資本費負担軽減に向けた県からの支援（令和2～5年度、各5億円）を都市整備等基金に積立て、各年度に所要額を取崩します。

(6) エネルギー政策の推進

○ ①低炭素都市をめざしたエネルギー政策の推進 91,900

水素スマートシティ神戸構想を推進するため、地元企業等が実施する先駆的な実証事業への支援を行うとともに、新たな水素ステーションの誘致検討や産学官からなる懇話会からの提案を実装化するなど、水素の利活用拡大に取り組みます。

また、低炭素な都市づくりに向け新たな再生可能エネルギーの導入の可能性を調査するとともに、市民理解を深めるため、エネルギー政策の普及啓発に取り組みます。

(注) 事項の中の◎印は新規事業を，○印は拡充事業を示す。

(単位：千円)

○ ◎海洋産業振興策の検討・推進 31,050

海洋産業の振興に向けて，幅広い分野における企業・学識者・関係機関を交えた検討を行い，ロードマップを作成します。

また，大学や研究機関等と連携して，地元中小企業への技術開発支援を行うとともに，海洋人材育成協議会，スコットランド・サマープログラムなどを通じた海洋産業の人材育成・普及啓発を実施します。

(7) 「港都 神戸」グランドデザインの推進 2,300

神戸の都心の未来の姿 [将来ビジョン] や三宮周辺地区の『再整備基本構想』，神戸港将来構想などに関する取り組みを考慮しながら，「港都 神戸」グランドデザインの概ね 10 年以内の将来像を示す取り組みを進めます。

(8) 都市インフラの海外技術支援 500

都市開発や水インフラに関する海外向けの技術支援を推進するため，「神戸市国際技術支援本部」において，関係局との連携のもと，海外からの研修・視察等の受け入れの調整や市内企業の海外支援などに取り組みます。

3. 都市魅力の創造・発信

○ (1) 都市プロモーションの推進 76,700

東京圏の移住希望者が多く訪れる「ふるさと回帰支援センター」内に神戸市の相談ブースを設置し，専属の相談員を配置することで，様々な分野の問い合わせにワンストップで対応し，神戸への移住を促進します。

また，テーマ別のPRイベントの実施や，神戸ゆかりの高校の同窓会への出席などを通じ，東京での神戸の情報発信及びネットワークづくりに継続して取り組みます。

さらに，「神戸版地域おこし協力隊」を継続して実施するとともに，東京圏から神戸市内に移住し，中小企業へ就職または起業した人に対して移住支援金を支給します。

加えて，不動産関連事業者と連携した転居検討者に対する集中的なプロモーション，神戸のくらしの魅力を伝えるWEBサイトやSNSの活用，移住セミナーや移住相談会などを実施し，さらなる移住の促進をはかります。



○ (2) 神戸市外国語大学のブランド強化 1,257,656

模擬国連活動の推進等に取り組む「神戸国際教育センター（仮称）」の設立や将来中国語通訳として活躍できる人材を育成するカリキュラムの検討など、魅力向上に向けた取り組みを支援します。

また、令和2年4月から文科省が実施する高等教育の修学支援新制度に則り、一定の所得水準の学生を対象に入学金・授業料を減免するとともに、全国から優秀な学生を獲得するため、国の上限額を超えた独自減免を行います。



◎ (3) 「Be Smart KOBE」の推進 60,000

先進的な技術を活用して、人間中心の目線で社会課題を解決する「Human×Smart」なまちを実現することを目標に、市内で技術実証・実装に取り組む事業者を公募し、支援を行います。また、多様なニーズに対応するより高度なサービスの創出に向け、幅広い分野のビッグデータを多様な主体が活用できるよう、分野間のデータを連携する基盤の構築にかかる調査・検討を実施します。

○ (4) クロスメディアイベント「O78 KOBE」の開催支援 35,000

神戸は様々な若者を受け入れるとともに、若者の活躍を支援するまちであることを市内外にPRするため、産学官連携により音楽、映画、アニメ、ファッション、IT、食、こどもなど複合的な分野横断イベント「O78 KOBE」の開催を引き続き支援します。



4. 産学官民との「つなぐ」の推進

○ (1) 産学官民連携による横断的な政策課題の解決 10,000

複数部局にまたがる政策課題や行政だけでは解決できない課題を汲み取り、庁内の縦割り意識を排除しながら関係部局との「つなぎ」を進めます。また、課題に応じてコーディネーターを配置するとともに、市民・事業者等と連携しながら課題を解決する協働のまちづくりを推進します。

○ (2) 大学連携 37,011

高等教育機関と産業界、市が連携して、神戸が多く外国人留学生に選ばれ、卒業後も定着してもらう取り組みを進めます。また、社会人の学び直しやキャリアブランクのある人の職場復帰などの人材育成の観点から、リカレント教育を推進します。

(注) 事項の中の◎印は新規事業を，○印は拡充事業を示す。

(単位：千円)

◎ (3) 大学発アーバンイノベーション神戸 50,000

国内外の若い知的人材にとって魅力ある神戸をめざすため、大学若手研究者に対する研究活動経費助成制度（大学発アーバンイノベーション神戸）を新設します。

○ (4) 公民連携(PPP)の推進 20,700

市と事業者が対等なパートナーとして互いにメリットのある関係を築き、各々の強みを活かすことのできる効果的・効率的な公民連携を進めます。

また、民間事業者から市の行政課題の解決につながる良質な提案を募り事業化を促進することで、PPPの推進に取り組みます。

5. 「創造都市・神戸」の推進

○ (1) こどもの創造的学びの推進 7,000

こどもの創造的学びのプラットフォームを設立し、環境整備に関する指針・ロードマップを策定するとともに、多様な関係者のプラットフォームへの参画を促すため、企業等に対し、こどもの創造性の育成に資する活動への助成を行います。

また、神戸の自然や公園を活かした幼児期の自然体験活動の推進に向けて、関係者および有識者と連携し、調査・検討を行います。

◎ (2) 「こどものための図書館」に関する検討 2,000

建築家の安藤忠雄氏から寄贈提案があった「こどものための図書館」について、その活用に関する検討を行います。

(3) 「デザイン都市・神戸」の推進

①「デザイン都市・神戸」の発信 8,140

ユネスコ創造都市など、様々なネットワークを活用した海外および国内都市との連携・交流事業を推進するとともに、取り組みを国内外へ発信します。また、デザインを身近に感じられるイベントや講座を開催し、デザイン性あふれる市民生活を創出します。

○ ②KIITO(デザイン・クリエイティブセンター神戸)の運営

192,054(うち元年度予算繰越 5,500)

KIITO の運営を通じ、多様な人材の育成や市民の創造性を高めるプログラムを実施します。また、KIITO 全体が一体となり、創造的活動、様々な世代・業種の交流、人材育成を担う拠点としてさらなる価値を創造するための施設改修・運営を行います。



③「+design」の庁内への浸透 12,912

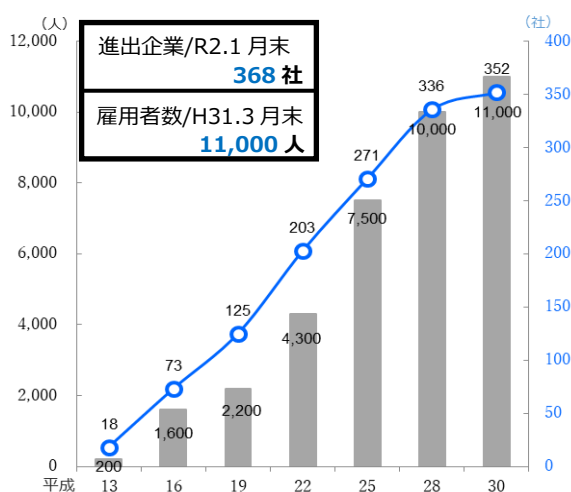
デザインの専門家である2人のクリエイティブディレクターを中心に、各局の施策・事業に「+design」の視点から総合的な助言を行い、デザインを活用した行政課題の解決に取り組みます。



6. 神戸医療産業都市の推進

神戸医療産業都市は 360 社・団体を超える企業が集積する国内最大級のバイオメディカルクラスターへ成長しています。

令和2年度は、産学官連携による医療機器開発支援事業、新設する「クリエイティブラボ神戸 (CLIK)」における最先端医療の研究支援やライフサイエンスベンチャーのエコシステム構築などに新たに取り組みます。



○ (1) 神戸未来医療構想の推進(地方大学・地域産業創生交付金事業)

529,400(うち元年度補正予算繰越 230,000)

神戸医療産業都市において医療機器開発のエコシステムを形成するため、神戸大学医学部附属病院国際がん医療・研究センター (ICRC) に、産学官連携による実証拠点 (リサーチホスピタル) を整備し、AI・5G・8K等の未来医療技術を活用した医療機器の研究開発や医工連携人材の育成を行います。

これらの取り組みにより、医療産業のさらなる発展と若者の地域就業・定着を推進することで地方創生を実現します。

(注) 事項の中の◎印は新規事業を，○印は拡充事業を示す。

(単位：千円)

◎ (2) 神戸リサーチコンプレックス推進事業 75,000

「健康“生き生き”羅針盤リサーチコンプレックス」から生まれた「健康関数」，「市民PHR」などの研究成果を事業化に向けて発展させるとともに，ヘルスケア産業が創出されるプラットフォームを構築し，その成果を市民および広く社会に還元することをめざします。

○ (3) 次世代医療開発センター(仮称)の整備・運営 964,000

(公財) 神戸医療産業都市推進機構が持つ研究成果の早期社会実装に向けて，共用機器設備，動物実験施設を備えた「次世代医療開発センター(仮称)」を整備・運営し，新たな研究開発を推進します。また，引き続き推進機構と神戸市民病院機構の連携により，研究シーズを円滑に臨床研究につなぐ橋渡し機能の強化に取り組みます。

○ (4) ベンチャーエコシステムの構築事業 123,490

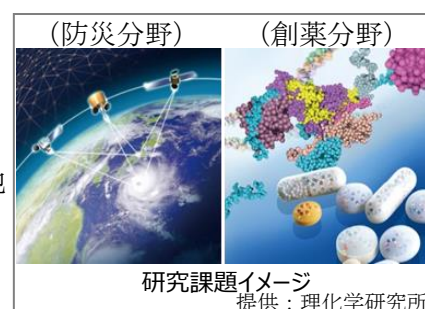
「クリエイティブラボ神戸 (CLIK)」2階にベンチャーが活躍する拠点となるシェアラボを開設し，事業化支援を実施することにより，ベンチャーの成長と定着をはかります。また，ベンチャーに加え，オープンイノベーションを望む企業・団体等とともにエコシステムを構築します。



○ (5) スーパーコンピューティング拠点形成の促進

369,091(うち元年度補正予算繰越 199,000)

スーパーコンピュータの利活用を促進するとともに，2021年頃の運用開始をめざしている「富岳」の整備や地域に貢献する研究・人材育成事業への支援により，世界最高水準のスーパーコンピューティング拠点の形成を促進します。



◎ (6) WHO 西太平洋事務局地域委員会関連事業 3,509

WHO 西太平洋地域に加盟する 37 の国・地域の保健大臣が一堂に会する WHO 西太平洋地域委員会が 10 月に神戸で開催されるのを機に，本市の取り組みを世界に向けて情報発信します。

(7) 「(公財)神戸医療産業都市推進機構」への支援

①研究開発の推進 800,000

研究開発支援基金の造成を通じて、研究基盤の強化をはかるとともに、進出企業・団体間で実施される共同研究・共同事業等に対して支援を行うことにより、クラスター内の連携・融合によるイノベーションの創出を促進します。

②都市運営・広報機能の構築

・研究・操業環境の充実 50,350

都市運営委員会やメディカルクラスター連携推進委員会の開催を通じ、進出企業・団体の意見・ニーズの集約や課題解決をはかるとともに、進出企業・団体間の交流促進や操業環境向上につながる自主的な活動に対して支援を行うことで、都市環境の充実をはかります。

・神戸医療産業都市の戦略的広報 53,216

一般公開や参加体験型イベントの実施等により市民の認知度向上をはかるとともに、国内外の企業や研究者に向けた戦略的なPR活動を展開し、医療関連企業や研究者等のさらなる集積につなげます。

③国際展開の推進 57,814

海外クラスターとの人的ネットワークの形成や国際シンポジウムの開催等を推進することにより、神戸医療産業都市の国際的なプレゼンスの向上をはかるとともに、進出企業の国際展開を支援します。

④産学官医連携による事業化の推進

・産学官連携事業の促進によるオープンイノベーションの推進 109,384

神戸発の医薬品・医療機器等の開発を促進するため、高い技術やシーズを多様なニーズを有する研究機関・大学・病院との連携を強化するとともに、KBIC リエゾンオフィスや、PMDA 戦略相談連携センターを活用して事業化を支援します。

・医療機器分野開発支援 100,358

医療機器の研究開発・事業化に向けた総合的な支援体制である「医療機器等事業化促進プラットフォーム」や関連施設の運営等により、地元中小企業や医療産業都市進出企業の事業化支援に取り組みます。

(注) 事項の中の◎印は新規事業を、○印は拡充事業を示す。

(単位：千円)

・ヘルスケア分野開発支援 51,218

リサーチコンプレックス事業と連携し、休養・栄養・運動など市民の生活に近いヘルスケア分野において、企業・研究者・市民の参画により、科学的根拠に基づく効果や実用性に裏打ちされた製品・サービスの開発を促進します。

・創薬・バイオ分野開発支援 115,799

AIなどのIT技術を導入した創薬手法である、インシリコ創薬を容易に可能とするアプリケーションの開発や人材育成を支援するとともに、再生医療に関する勉強会の実施や、アカデミアと企業の共同研究を推進します。

(8) 「神戸健康・医療戦略会議」の運営 8,000

神戸医療産業都市のさらなる発展に向けた研究・事業等の方向性・戦略や、健康・医療に関する国内外の動向などについて、各界の有識者から幅広く意見を求めることを目的とした「神戸健康・医療戦略会議」を開催するとともに、会議で議論されるテーマに関する最新の知見の詳細調査を実施します。

(9) 介護・リハビリロボット開発・導入促進事業 20,000

開発企業に対するワンストップの支援窓口による総合的な開発支援を展開するとともに、福祉施設との連携した取り組みや開発費の補助等により、神戸発のユーザビリティの高い介護ロボット等の開発・導入を促進します。

(10) 国際医療交流の推進 19,000

神戸医療産業都市の目的のひとつである「アジア諸国の医療水準の向上による国際貢献」を果たすため、神戸大学と連携し神戸大学医学部附属病院国際がん医療・研究センターに設置した窓口において、海外患者の受け入れを行います。また、友好都市の中国・天津市等のネットワークを活用しながら、神戸の医療技術を世界に向けて発信します。

(11) 医療産業都市への企業誘致の推進 55,667

国内で開催される医療関連の展示会への出展や各種セミナーの実施、企業訪問等を通じて神戸医療産業都市の魅力を発信することにより、医療関連企業の誘致を進めます。

(12) 企業誘致のための基盤整備 99,700

ベンチャーを含む様々な企業や研究機関の幅広いニーズに応える「ウェットラボ」や利用者の交流を促進するスペース「イノベーションパーク」を備えた新たなオープンイノベーション拠点「クリエイティブラボ神戸 (CLIK)」の整備を推進します。

(13) WHO 神戸センター運営支援 137,900

国際的な社会貢献をはかるため、WHO 神戸センターの運営を支援します。

(14) ふるさと納税を活用した公益法人への助成事業 10,000

ふるさと納税を活用し、神戸医療産業都市の推進に資する事業を行う公益法人を支援します。

(15) 中核施設の運営支援 1,570,670

日本最大級のバイオメディカルクラスターへと成長した神戸医療産業都市における中核施設の運営を支援します。

7. 新産業の育成・集積

ITを活用したスタートアップ（成長型起業家）は、これまでにない柔軟な発想により、未知の製品やサービスを創造し、社会全体を変えうるインパクトを持っています。スタートアップをはじめとした新産業を育成する環境を整備することにより、優れた人材が多く神戸に集まり、発展的な活動が行われ、神戸の地域社会や経済に新しい風を吹き込むイノベーション創出環境（エコシステム）を構築します。

○ (1) シリコンバレーと連携した起業家育成プログラムの展開 220,250

シリコンバレーを中心に世界的に活動するアクセラレータ（スタートアップの育成支援団体）である「500 Startups」と連携し、アクセラレーションプログラムを実施します。

あわせて、兵庫県とともにファンドを創設しスタートアップへの資金提供を行うことで、成長支援を行うとともに、「500 Startups」との連携を検討し、アクセラレーションプログラム内容の充実をはかります。

また、大学生等を対象に、神戸にゆかりのある起業家等を講師とするシリーズ講座や海外派遣プログラムの実施、ふるさと納税を活用した高校生主体のプログラミング教室の開催など、将来の起業家候補の裾野拡大をめざします。さらに、市内IT企業によるインドの高度IT人材確保を支援します。

(注) 事項の中の◎印は新規事業を，○印は拡充事業を示す。

(単位：千円)

○ (2) 官民一体型新ビジネス創出事業(アーバンイノベーションジャパン)の実施 64,400

起業家の発掘・育成と社会課題解決を実現すべく，本市が抱える地域・行政課題に対してスタートアップと行政職員が協働で解決手法の創出・ビジネス展開をめざす「アーバンイノベーションジャパン」を実施します。神戸市だけでなく近隣自治体の課題も集積することで，参加するスタートアップにとって魅力的な環境づくりをめざします。

また，先進的な取り組みを広く発信するため，「GovTech サミット」を開催し，ふるさと納税を活用したオウンドメディアを構築します。

◎ (3) UNOPS グローバル・イノベーションセンターの開設に向けた整備 77,421

国連プロジェクトサービス機関（UNOPS）による SDGs 上の国際的な課題の解決をめざすインキュベーション施設の整備を行います。地元起業家をはじめ首都圏や海外からのスタートアップを集積するとともに，世界規模の課題への挑戦・国連による調達をめざせる街としてのブランド力の強化を行います。

○ (4) 東京におけるスタートアップ施策の情報発信 20,352

神戸が挑戦できる都市であることを認知拡散するために，先進的な発信手法を活用のもと，スタートアップ施策の情報をブランド化し，首都圏や海外からのスタートアップの集積，企業移転の促進を強化します。また，東京に「チーフ・エバンジェリスト」を引き続き配置し，首都圏に向けた情報発信や企業開拓等の創出を行います。

○ (5) スタートアップ企業の集積促進 32,991

神戸でのスタートアップの集積およびイノベーション創出拠点の整備を促進するために，兵庫県と協調し補助を行うとともに，本市のプログラムに参加した海外のスタートアップを対象に神戸への移住支援を行います。



○ (6) 知的交流拠点の整備 102,500

神戸医療産業都市への進出企業，研究機関・大学，IT関連企業や神戸の地場のものづくり企業などが交流し，イノベーションの創出や新たな連携の促進を目的とした「知的交流拠点」の整備（令和3年春開設予定）を行います。

○ (7) シアトル・シリコンバレー拠点を活用した経済交流 48,957

米国西海岸のIT、航空宇宙分野関連企業等との経済・人材交流を目的として設置した「神戸シアトルビジネスオフィス」において、併設する兵庫県ワシントン州事務所と連携をはかりながら、ビジネス交流を促進します。

また、令和元年5月に開設した「シリコンバレーオフィス」の体制を拡充し、米国IT企業・スタートアップの誘致活動や日本のスタートアップの米国進出支援を強化します。

8. 企業誘致等の推進

産業団地への企業集積が堅調に進む中、新たな補助制度などインセンティブの拡充により、外国・外資系企業を含むオフィス等への企業誘致を積極的に取り組みます。

また、成長が期待されるアフリカとの経済交流を引き続き促進します。

◎ (1) オフィスビル建設促進制度の制定 17,500

近年、近隣都市において大型オフィスビルが相次いで建設され、業務機能の集積が進んでおり、激化する都市間競争の中で、新たな都市活力や雇用の場を創出し、市内経済の活性化をはかるため、オフィスビル供給のインセンティブとして「神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例」を制定し、さらなる企業誘致に取り組みます。

○ (2) 都心エリア等への企業誘致の強化 272,864

不動産事業者等と連携しながら、都心エリアにおける最新の市況を把握し、オフィス立地セミナーを実施するなど情報収集・発信に取り組むとともに、企業拠点移転補助の要件緩和をはかるなど、制度を拡充し積極的に企業誘致を推進します。

(3) 企業誘致の推進 341,075

民間ノウハウを活用した情報収集や情報発信に努め、引き続き産業団地への税軽減などのインセンティブを活用するとともに、関係機関との連携をはかり、成長が期待できる戦略産業等の誘致を進めます。

○ (4) 外国・外資系企業の誘致 25,724

医療、IoT、AI、スマートエネルギーなどの成長分野で世界をリードする技術革新が進む欧州企業を本格的に誘致するため、欧州にセールスエージェントを新たに配置するほか、JETRO（日本貿易振興機構）等と連携した海外での投資誘致セミナーなどを通じて、外国・外資系企業の誘致に取り組みます。

(注) 事項の中の◎印は新規事業を、○印は拡充事業を示す。

(単位：千円)

(5) アフリカとの連携・交流事業 5,500

アフリカ地域において、市内企業の新たなビジネス機会を創出するため、国内でのビジネスセミナー等を開催するとともに、市内企業の訪問団による現地派遣など、さらなる経済交流を促進します。

9. ICT 戦略の推進

○ (1) ICT等を活用した働き方改革等の推進 632,018

ICT活用により、区役所での手続きの簡素化など市民サービスの向上に取り組むほか、業務生産性向上や時間・場所の制約のない働き方を実現するため、テレワークやペーパーレスのさらなる推進に取り組みます。

○ (2) 社会保障・税番号制度の運用 1,055,085(うち元年度補正予算繰越 331,000)

市民の利便性向上や効率的な行政サービスの提供に向け、引き続き、自治体間の情報連携システムを安定的かつ情報セキュリティを確保して運用します。

また、マイナンバーカードを利用した市民サービスの向上に取り組むとともに、マイナンバーカードの交付促進および令和2年9月の開始が予定されているマイナポイントの普及・啓発を行います。

(3) 庁内情報システムの全体最適化 1,412,332(うち元年度予算繰越 5,500)

モバイルワーク等働き方改革を下支えする庁内ICT基盤の効率的・安定的な運用に努めるとともに、情報システムの最適化等を推進します。

10. 市政課題への対応

◎ (1) 教育行政支援事業 1,958

本市教育行政への信頼を回復するため、教育委員会と市長部局がより一層相互連携を強化し、総合教育会議の開催や教育大綱の改定、いじめ問題再調査委員会の提言に関する検証・評価等に取り組めます。

○ (2) 外郭団体改革の推進 5,000

外郭団体等が自律的で強固なガバナンス機能確立のために必要な支援・調整をさらに進めるとともに、市政課題解決に向け、外郭団体等と市政の新たな連携の枠組みについて調査・検討を進めます。

2. 歳入歳出予算一覧表

(単位：千円)

歳 入		
款	項	金 額
18 国 庫 支 出 金		1,013,788
	2 補 助 金	1,013,788
19 県 支 出 金		1,363,477
	2 補 助 金	618,258
	3 委 託 金	745,219
20 財 産 収 入		225,086
	1 財 産 運 用 収 入	225,086
21 寄 附 金		217,938
	1 寄 附 金	217,938
22 繰 入 金		657,012
	2 基 金 繰 入 金	657,012
24 諸 収 入		222,856
	5 貸 付 金 元 利 収 入	22,533
	7 雑 入	200,323
25 市 債		786,000
	1 市 債	786,000
合 計		4,486,157

(単位：千円)

歳 出		
款	項	金 額
2 総 務 費		10,046,109
	1 総 務 費	146,995
	2 企 画 費	9,899,114
6 環 境 費		84,350
	1 環 境 総 務 費	84,350
7 商 工 費		1,243,350
	1 商 工 振 興 費	1,234,130
	2 貿 易 観 光 費	9,220
13 教 育 費		1,257,906
	10 外 国 語 大 学 費	1,257,906
合 計		12,631,715

3. 歳入予算の説明

(単位：千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
18 国 庫 支 出 金	1,013,788	121,950	891,838	
2 補 助 金	1,013,788	121,950	891,838	
1 総 務 費 補 助	935,288	99,100	836,188	
1 社会 保 障 ・ 税 番 号 制 度 対 応 補 助	564,560	24,600	539,960	○社会 保 障 ・ 税 番 号 制 度 対 応
2 文 化 芸 術 振 興 費 補 助	10,000	26,000	△16,000	○ク ロ ス メ デ ィ ア イ ベ ン ト 開 催 支 援
5 地 方 創 生 推 進 交 付 金	360,728	48,500	312,228	○地 方 創 生 の 推 進
4 環 境 費 補 助	-	4,050	△4,050	
2 二 酸 化 炭 素 排 出 抑 制 対 策 事 業 費 補 助	-	4,050	△4,050	
5 商 工 費 補 助	78,500	18,800	59,700	
1 地 方 創 生 推 進 交 付 金	78,500	18,800	59,700	○地 方 創 生 の 推 進
19 県 支 出 金	1,363,477	236,429	1,127,048	
2 補 助 金	618,258	138,106	480,152	
1 総 務 費 補 助	616,608	112,606	504,002	
1 地 域 活 性 化 雇 用 創 造 プ ロ ジ ェ ク ト 補 助	68,130	66,309	1,821	○神 戸 医 療 産 業 都 市 の 推 進
2 ひ ょ う ご 地 域 創 生 交 付 金	48,478	46,297	2,181	○地 方 創 生 の 推 進
4 行 政 調 査 費 補 助	500,000	-	500,000	○北 神 急 行 線 へ の 支 援
5 商 工 費 補 助	1,650	25,500	△23,850	
2 ひ ょ う ご 地 域 創 生 交 付 金	1,650	25,500	△23,850	○地 方 創 生 の 推 進
3 委 託 金	745,219	98,323	646,896	
1 総 務 費 委 託 金	745,219	98,323	646,896	
1 基 幹 統 計 等 委 託 金	745,219	98,323	646,896	○国 勢 調 査 等
20 財 産 収 入	225,086	219,282	5,804	
1 財 産 運 用 収 入	225,086	219,282	5,804	
1 貸 地 料	158,731	163,563	△4,832	
3 一 般 土 地	158,731	163,563	△4,832	○神 戸 医 療 産 業 都 市 の 中 核 施 設 等
2 貸 家 料	5,200	-	5,200	
7 一 般 建 物	5,200	-	5,200	○神 戸 名 谷 ワ ー ク ラ ボ 賃 料
3 投 資 財 産 収 入	21,500	21,500	-	
1 株 式 配 当 金	21,500	21,500	-	○株 式 配 当 金
4 其 他 財 産 運 用 収 入	39,655	34,219	5,436	
1 通 信 設 備	39,655	34,219	5,436	○光 フ ァ イ バ ー 芯 線 貸 付
21 寄 附 金	217,938	144,000	73,938	
1 寄 附 金	217,938	144,000	73,938	
2 其 他 寄 附	217,938	144,000	73,938	
3 企 画 調 整 局	217,938	136,000	81,938	○研 究 開 発 支 援 基 金 の 造 成 等
4 行 財 政 局	-	8,000	△8,000	

(単位：千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
22 繰 入 金	657,012	1,020,664	△363,652	
2 基 金 繰 入 金	657,012	1,020,664	△363,652	
1 基 金 繰 入 金	657,012	1,020,664	△363,652	
1 都 市 整 備 等 基 金 繰 入	152,500	959,464	△806,964	○北神急行線への支援等
3 市 民 文 化 振 興 基 金 繰 入	5,000	-	5,000	○クロスメディアイベント開催支援
6 環 境 事 業 基 金 繰 入 金	61,200	61,200	-	○水素実証事業への支援
13 奨 学 金 返 還 支 援 基 金 繰 入 金	312	-	312	○奨学金返還支援事業
16 地 方 創 生 拠 点 整 備 基 金 繰 入	438,000	-	438,000	○次世代医療開発センター整備
24 諸 収 入	222,856	291,768	△68,912	
5 貸 付 金 元 利 収 入	22,533	22,533	-	
3 其 他 貸 付 金 返 還 金	22,533	22,533	-	
3 関 空 2 期 無 利 子 貸 付 金	22,533	22,533	-	○貸付金元金償還金
7 雑 入	200,323	269,235	△68,912	
9 雑 入	200,323	269,235	△68,912	
4 企 画 調 整 局	200,323	269,235	△68,912	○無線LAN各局負担金等
25 市 債	786,000	94,000	692,000	
1 市 債	786,000	94,000	692,000	
4 土 木 債	30,000	4,000	26,000	
3 河 川 整 備 事 業 公 債	-	4,000	△4,000	
4 海 岸 保 全 事 業 公 債	30,000	-	30,000	○兵庫運河周辺地域の活性化
8 教 育 債	97,000	-	97,000	
1 学 校 教 育 施 設 整 備 事 業 公 債	97,000	-	97,000	○神戸市外国語大学施設改修
9 其 他	659,000	90,000	569,000	
2 庁 舎 等 整 備 事 業 公 債	130,000	26,000	104,000	○働き方改革等の推進
3 区 総 合 庁 舎 整 備 事 業 公 債	-	25,000	△25,000	
4 文 化 施 設 等 整 備 事 業 公 債	54,000	-	54,000	○KIITO施設改修
5 商 工 施 設 等 整 備 事 業 公 債	475,000	39,000	436,000	○次世代医療開発センター整備等
合 計	4,486,157	2,128,093	2,358,064	

4. 歳出予算の説明

(単位：千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
2 総 務 費	10,046,109	7,809,292	2,236,817	2,297,115	689,000	1,031,511	6,028,483
1 総 務 費	146,995	19,016	127,979	74,946	—	—	72,049
1 職 員 費	115,771	—	115,771	74,946	—	—	40,825
10 東京事務所費	31,224	19,016	12,208	—	—	—	31,224
2 企 画 費	9,899,114	7,790,276	2,108,838	2,222,169	689,000	1,031,511	5,956,434
1 事務機械費	2,773,715	2,423,396	350,319	542,546	121,000	149,918	1,960,251
2 総合調査費	17,410	11,870	5,540	—	—	—	17,410

第2款 総務費

第1項 総務費

第1目 職員費

115,771 千円

本目は、職員の給料等に要する経費です。

1 会計年度職員への給料等

115,771 千円

第10目 東京事務所費

31,244 千円

本目は、東京事務所の管理運営等に要する経費です。

1 事務所の管理・運営、情報収集等

11,574 千円

2 東京プロモーション事業等

19,650 千円

第2項 企画費

第1目 事務機械費

2,773,715 千円

本目は、庁内情報システムの運用・維持管理等に要する経費です。

1 ICT等を活用した働き方改革等の推進

632,018 千円

2 社会保障・税番号制度の運用

724,085 千円

3 庁内情報システムの全体最適化

1,406,832 千円

4 事務費等

10,780 千円

第2目 総合調査費

17,410 千円

本目は、市政の総合調査等に要する経費です。

1 神戸2020ビジョンの推進

17,410 千円

(単位：千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
2 総 務 費							
2 企 画 費							
3 行政調査費	6,406,084	5,247,130	1,158,954	984,841	568,000	881,493	3,971,750
4 統計調査費	701,905	107,880	594,025	694,782	—	100	7,023
6 環 境 費	84,350	89,943	△5,593	—	—	61,200	23,150
1 環境総務費	84,350	89,943	△5,593	—	—	61,200	23,150
2 環境総務費	84,350	89,943	△5,593	—	—	61,200	23,150

第3目 行政調査費

6,406,084 千円

本目は、新たな都市づくりに向けての行政調査および事務事業の調査・調整に要する経費です。

1 見違えるようなまちづくり	129,070 千円
2 都市戦略の検討	746,297 千円
3 都市魅力の創造・発信	152,050 千円
4 産学官民との「つなぐ」の推進	112,720 千円
5 「創造都市・神戸」の推進	203,694 千円
6 神戸医療産業都市の推進	4,894,566 千円
7 市政課題への対応	6,958 千円
8 事務費等	160,729 千円

第4目 統計調査費

701,905 千円

本目は、各種統計調査の実施並びに統計資料の収集、解析および刊行等に要する経費です。

1 基幹統計調査	694,782 千円
2 統計資料整備・刊行等	7,123 千円

第6款 環境総務費

第1項 環境総務費

第2目 環境総務費

84,350 千円

本目は、エネルギー政策の推進等に要する経費です。

1 低炭素都市を目指したエネルギー政策の推進	84,350 千円
------------------------	-----------

(単位：千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
7 商 工 費	1,243,350	912,109	331,241	80,150	—	84,181	1,079,019
1 商 工 振 興 費	1,234,130	902,889	331,241	80,150	—	84,181	1,069,799
2 商 工 総 務 費	—	47,819	△47,819	—	—	—	—
3 商 工 振 興 費	1,234,130	855,070	379,060	80,150	—	84,181	1,069,799
2 貿 易 観 光 費	9,220	9,220	—	—	—	—	9,220
1 貿 易 振 興 費	9,220	9,220	—	—	—	—	9,220
13 教 育 費	1,257,906	1,214,998	42,908	—	97,000	11,000	1,149,906
10 外 国 語 大 学 費	1,257,906	1,214,998	42,908	—	97,000	11,000	1,149,906
1 運 営 推 進 費	1,257,906	1,214,998	42,908	—	97,000	11,000	1,149,906

第3目 商工振興費

1,234,130 千円

本目は、新産業の育成・集積、企業誘致の推進等に要する経費です。

1 新産業の育成・集積	566,871 千円
2 企業誘致等の推進	653,443 千円
3 事務費等	13,816 千円

第2項 貿易観光費

第1目 貿易振興費

9,220 千円

本目は、外国・外資系企業の誘致に要する経費です。

1 外国・外資系企業の誘致	9,220 千円
---------------	----------

第13款 教育費

第10項 外国語大学費

第1目 運営推進費

1,257,906 千円

本目は、外国語大学運営支援に要する経費です。

1 外国語大学運営支援	1,257,906 千円
-------------	--------------

5. 債務負担行為

(単位：千円)

事項名	期間	限度額	左の財源内訳			
			国 支 出	県 金	市 債	その他 特定財源
統合ヘルプデスク運用	令和元～6年度	328,000	—	—	3,380	324,620
印刷環境最適化	平成30～令和7年度	2,009,000	—	—	—	2,009,000
PC統合管理・職員認証 基盤システム構築・運用	平成30～令和7年度	1,066,000	—	—	—	1,066,000
共通基盤・統合宛名シス テム改修	令和元～7年度	726,000	—	—	—	726,000
あじさいネット運用	令和元～6年度	149,000	—	—	88,000	61,000
財務会計システム再構築・運用	令和元～9年度	1,100,000	—	—	—	1,100,000
住基ネット機器更改	令和元～6年度	150,000	—	—	—	150,000
グループウェア/Web会議 システム構築・運用	令和元～5年度	52,000	—	—	—	52,000
神戸MAN保守維持管理	令和2～5年度	14,000	—	—	—	14,000
庁内ICT環境再構築	令和2～8年度	1,134,000	—	—	—	1,134,000
全庁ファイルサーバの機能改善	令和2～4年度	8,000	—	—	—	8,000
申請書作成支援システム 実証実験	令和2～3年度	44,000	—	—	—	44,000
ペーパーレス推進事業 (庁内無線LAN)	令和2～6年度	383,000	—	—	—	383,000
働き方改革推進事業	令和2～5年度	40,000	—	—	—	40,000
庁内共用型GIS・市民共 用型GISの構築・運用	令和2～7年度	57,000	—	—	—	57,000
企業入居施設整備促進事業	平成30～令和11年度	997,000	—	—	—	997,000
平成30年度指定管理 (神戸臨床研究情報センター)	平成29～令和4年度	73,000	—	—	—	73,000
都心地域オフィス等立地 促進事業	平成29～令和3年度	314,000	—	—	—	314,000
雇用創出型製造業集積促進補助	令和2～6年度	783,000	—	—	—	783,000
知的交流拠点の整備事業	令和2～9年度	73,000	—	—	—	73,000
UNOPS GIC運営支援	令和2～5年度	66,000	—	—	—	66,000
令和2年度神戸医療産業都 市推進機構損失補償	令和2～3年度	3,300,000	—	—	—	3,300,000

6. その他の議案

第2号議案

神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例の件
神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例を次のように制定する。

令和2年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 神戸オフィスビル建設促進ゾーン（第3条－第11条）

第3章 神戸エンタープライズゾーン及び神戸国際経済ゾーン（第12条－第34条）

第4章 雑則（第35条－第38条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、一定の地域を定め、当該地域において市税の不均一の課税等を行うことにより、オフィスビル事業、特定事業等及び国際経済事業の集積を促進し、経済の新生に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 指定地域 次に掲げる地域をいう。

ア 神戸オフィスビル建設促進ゾーン（オフィスビル事業を促進するために市長が指定する地域をいう。以下同じ。）

イ 特別地域（アで指定する地域のうち、特にオフィスビル事業を促進する地域として市長が指定する地域をいう。以下同じ。）

ウ 神戸エンタープライズゾーン（特定事業、中核事業又は特例中核事業の集積を促進するために市長が指定する地域をいう。以下同じ。）

エ 神戸国際経済ゾーン（国際経済事業の集積を促進するために市長が指定

する地域をいう。以下同じ。)

- (2) オフィスビル オフィス（建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別紙建築物又は建築物の部分の用途の区分として定める事務所をいう。以下同じ。）を用途の一つとして建設された建築物をいう。
- (3) オフィスビル事業 オフィスビルの建設及び運営を行う事業をいう。
- (4) 特定事業 新たな経済的環境に即応していること等により持続的な成長が見込まれる産業分野又は集客力の抜本的な強化に寄与する産業分野に属するものであって別表第1に掲げる対象事業のうち市長が指定するものをいう。ただし、次号に規定する中核事業に該当するものを除く。
- (5) 中核事業 前号の規定により市長が指定する対象事業のうち、基盤性若しくは先導性を有するもの又は大きな経済的効果を及ぼすものであって市長が指定するものをいう。ただし、次号に規定する特例中核事業に該当するものを除く。
- (6) 特例中核事業 前号の規定により市長が指定する対象事業のうち、経済的効果の程度が特に著しいと認められるものであって市長が指定するものをいう。
- (7) 国際経済事業 経済の発展への波及効果が将来にわたって持続的に期待できる成長分野における外国企業等が行う事業であって別表第1に掲げる対象事業のうち市長が指定するものをいう。
- (8) 外国企業等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 外国の法令に基づいて設立された法人（イにおいて「外国企業」という。）であって、我が国の法令に基づいて設立された法人及び本邦内に住所又は居所を有する個人の出資の金額の合計が資本金その他これに準ずるものの2分の1を超えるもの以外のもの

イ 我が国の法令に基づいて設立された株式会社又は有限会社であって、一の外国企業が資本金の3分の1を超える出資をしているもの

第2章 神戸オフィスビル建設促進ゾーン

（オフィスビル事業計画の認定）

第3条 神戸オフィスビル建設促進ゾーン内において、オフィスビルを新築（建

建築物がない敷地に適法に建築物を建築する行為をいう。)又は建替え(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第2条第7号に規定する建替えをいう。)をしようとする者及び当該オフィスビルの敷地である土地の所有者は、当該オフィスビルに係る建築確認(建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認をいう。)の申請書を提出する日までに、オフィスビル事業に関する計画(以下「オフィスビル事業計画」という。)を作成し、これを市長に提出し、当該オフィスビル事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 オフィスビル事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) オフィスビル事業の内容
- (2) オフィスビル事業を行おうとする者に関する事項
- (3) オフィスビルの用途別の床面積を記載した一覧表及びオフィスビルにおける各用途の位置が確認できる図面
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

3 次の各号のいずれかに該当するものは、第1項の認定を受けることができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- (2) 法人でその役員のうち暴力団員があるもの
- (3) 暴力団員がその事業活動を支配するもの
- (4) 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- (5) 暴力団員をその業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用するおそれのあるもの

4 第1項の認定の対象となるオフィスビルは、当該オフィスビル事業計画が第1条の目的に合致し、かつ、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 延べ床面積(共用部分の床面積を含む。)が3,000平方メートル以上であるもの

- (2) 共用部分を除く床面積が次のいずれの要件も満たすもの
- ア 賃貸借に供することのできるオフィスの床面積（オフィスビル認定事業者（第1項又は第6条第1項の規定により市長の認定を受けた者をいう。以下同じ。）が自ら使用する部分の床面積及びオフィスビル認定事業者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の子会社をいう。）又は親会社（同法第2条第4号の親会社をいう。）であるものが使用する部分の床面積を除く。）が、共用部分を除く床面積の4分の1以上であるもの
- イ 住宅等（建築基準法別表第2(i)項第1号から第3号までに掲げる建築物及び同法第52条第3項に規定する老人ホーム等をいう。以下同じ。）の用に供する床面積並びに宗教活動及び政治活動の用に供する床面積の合計が、共用部分を除く床面積の2分の1以下であるもの
- (3) 次のいずれかに該当する者が事業のために使用せず、又は自ら使用しないもの
- ア 第1項の認定の対象となるオフィスビルにおいて、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業を行う者
- イ 暴力団又は暴力団員
- ウ 法人でその役員のうち暴力団員があるもの
- エ 暴力団員がその事業活動を支配するもの
- オ 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- カ 暴力団員をその業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用しておそれのあるもの
- (4) 第1項の認定を受けた日の翌日から起算して1年を経過する日までに建設に着手するもの
- (5) 第1項の認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日までに建設が完了するもの
- (6) 神戸市の市税に未納、滞納又は未申告がないオフィスビル認定事業者がオ

フィスビル事業を行うもの

(7) 第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又は神戸エンタープライズゾーン及び神戸国際経済ゾーンにおける支援措置に関する条例（平成8年12月条例第36号。以下「エンタープライズゾーン条例」という。）の規定により認定を受けている計画に係るオフィスビル又はその敷地である土地でないもの

(8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

5 市長は、オフィスビル事業計画の提出があった場合は、これを審査し、その内容が適当であると認めるときは、第1項の認定をするものとする。

（オフィスビルの建設着手期限の延長）

第4条 前条第4項第4号の規定にかかわらず、市長は、災害その他やむを得ない理由により前条第1項の認定を受けた日の翌日から起算して1年を経過する日までにオフィスビル事業計画に係るオフィスビル事業に係るオフィスビルの建設の着手をすることができないと認めるときは、オフィスビル認定事業者からの申請により、1年以内の期間を限って当該期間を延長することができる。

（オフィスビル事業計画の変更）

第5条 オフィスビル認定事業者は、第3条第1項の認定に係るオフィスビル事業計画の変更をしようとするときは、市長に変更後の事業計画（以下「オフィスビル事業変更計画」という。）を提出し、認定を受けなければならない。ただし、当該変更が軽微なものとして市長が認めるものであるときは、この限りでない。

2 市長は、オフィスビル事業変更計画の提出があった場合は、これを審査し、その内容が適当であると認めるときは、前項の認定をするものとする。

（オフィスビル認定事業者の変更）

第6条 オフィスビル認定事業者の変更をしようとする者は、次条第2項の規定による届出を行うまでに、市長にオフィスビル認定事業者の変更に関する計画（以下「オフィスビル認定事業者変更計画」という。）を提出し、認定を受けなければならない。

2 市長は、オフィスビル認定事業者変更計画の提出があった場合は、これを審

査し、その内容が適当であると認めるときは、前項の認定をするものとする。

(オフィスビルの建設着手及び完成の届出)

第7条 オフィスビル認定事業者は、オフィスビルの建設に着手したときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 オフィスビル認定事業者は、完成の日（オフィスビルの建設が完了した日をいう。以下同じ。）までに、当該完成の日を記載した書面を市長に届け出なければならない。

3 オフィスビル認定事業者は、完成の日以後、オフィスビルの用途別の床面積を記載した一覧表、オフィスビルにおける各用途の位置が確認できる図面及びその他市長が必要があると認める書面を速やかに市長に届け出なければならない。

4 市長は、完成の日以後、第2項又は前項の書面の内容を確認するため、現地その他必要と認めるものに係る調査を行うものとする。

5 オフィスビル認定事業者は、前項の調査に協力しなければならない。

(オフィスビル事業計画の認定の取消し)

第8条 市長は、オフィスビル認定事業者が、その認定を受けたオフィスビル事業計画（第5条第1項又は第6条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定オフィスビル事業計画」という。）について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(1) 認定オフィスビル（第3条第1項、第5条第1項又は第6条第1項の認定を受けたオフィスビルをいう。以下同じ。）が第3条第4項の要件を満たさなくなったとき。

(2) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

(オフィスビル事業に係る家屋又はその敷地である土地に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税)

第9条 オフィスビル認定事業者の、認定オフィスビル事業計画に係るオフィスビル事業に係る家屋又はその敷地である土地で、当該オフィスビル認定事業

者が所有するものに対して課する固定資産税及び都市計画税の額は、次の表に掲げる地域の区分に応じ、その完成の日の属する年の翌年の1月1日（その完成の日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度からそれぞれ同表に掲げる年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、この項の規定の適用がないものとした場合における神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号。以下「市税条例」という。）第36条の4及び第179条の規定を適用して計算した固定資産税額及び都市計画税額から、当該固定資産税額及び都市計画税額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額を控除した額に相当する金額とする。

	地域区分	適用年度
1	特別地域	5年度分
2	神戸オフィスビル建設促進ゾーンのうち、特別地域以外の地域	3年度分

2 前項の規定は、住宅等の用に供する床面積並びに宗教活動及び政治活動の用に供する床面積の合計を除く家屋の床面積及びこれらに相当する敷地について適用する。

3 第5条第1項の規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて同項の変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は第3条第1項の認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日までにオフィスビルの建設が完了した場合に限り、第1項の規定を適用する。

（オフィスビル事業に係る家屋又はその敷地である土地に係る不均一課税等の適用を受けようとする者がすべき申告）

第10条 前条の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、規則で定めるところにより、認定オフィスビル事業計画に係る認定オフィスビルの所在地その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

（オフィスビル認定事業者に係る地位の承継）

第11条 オフィスビル認定事業者について相続があつた場合における相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意によりオフィスビル事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）は、市長の承認を受けて、完成

の日以後、当該オフィスビル認定事業者が有していた第3条第1項、第5条第1項又は第6条第1項の認定に基づく地位を承継することができる。

2 前項の承認を受けようとする者は、相続があった日の翌日から起算して3月以内に、次に掲げる事項を記載した書面を市長に提出しなければならない。

- (1) 承継前の認定オフィスビル事業計画に関する事項
- (2) 前項の承認を受けようとする者に関する事項
- (3) 相続に関する事項
- (4) 認定オフィスビル事業計画に係るオフィスビル事業の承継に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

第3章 神戸エンタープライズゾーン及び神戸国際経済ゾーン

(事業計画の認定)

第12条 神戸エンタープライズゾーン内に所在する事務所又は事業所において認定事業（特定事業、中核事業及び特例中核事業をいう。以下同じ。）を行おうとする者（当該事業を行う法人を設立しようとする者を含む。）は、当該事業を開始する日（認定事業者（この項の規定により市長の認定を受けた者をいう。以下同じ。）が当該認定事業を開始する日として第34条の規定により届け出た日をいう。以下「事業開始日」という。）までに、当該認定事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、これを市長に提出し、当該事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 特定事業に係る事業計画（以下「特定事業計画」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 特定事業の内容
- (2) 特定事業を行おうとする者に関する事項
- (3) 特定事業に係る施設に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

3 中核事業に係る事業計画（以下「中核事業計画」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 中核事業の内容
- (2) 中核事業を行おうとする者に関する事項

(3) 中核事業に係る施設に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

4 特例中核事業に係る事業計画（以下「特例中核事業計画」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 特例中核事業の内容

(2) 特例中核事業を行おうとする者に関する事項

(3) 特例中核事業に係る施設に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

5 第1項の認定を受けようとする者（以下「認定予定者」という。）は、当該認定の前に、当該認定を受けた場合における次に掲げる事項を定めた協定を本市と締結しなければならない。

(1) 認定予定者は、事業開始日から当該事業の区分に応じ、別表第2に定める期間（以下「実施義務期間」という。）は、当該認定を受けた事業計画に従って当該認定事業を実施すること。

(2) 課税対象家屋等（第15条（認定事業に係る部分に限る。）又は第16条（認定事業に係る部分に限る。）の規定に基づき固定資産税及び都市計画税の額が算定されることとなる家屋、償却資産及び土地をいう。以下この項において同じ。）を活用して、市民に対して雇用機会を提供し、かつ、雇用の維持及び安定を図るよう努めること。

(3) 課税対象家屋等を活用して、本市及び市民との協働による活動を通じて地域社会に貢献するよう努めること。

(4) 課税対象家屋等を活用して、本市に事業所を有する企業及び本市において業務を行う大学その他の研究機関との連携を図るよう努めること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

6 市長は、事業計画の提出があった場合は、これを審査し、その内容が適当であると認めるときは、第1項の認定をするものとする。

（事業計画の変更）

第13条 前条第1項の認定を受けた者（その者の設立に係る同項の法人を含む。）は、当該認定に係る事業計画の変更をしようとするときは、同項の認定

を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日又は事業開始日のいずれか早い日までに、市長に変更後の事業計画（以下「事業変更計画」という。）を提出し、認定を受けなければならない。ただし、当該変更が軽微なものとして市長が認めるものであるときは、この限りでない。

2 市長は、事業変更計画の提出があった場合は、これを審査し、その内容が適当であると認めるときは、前項の認定をするものとする。

（事業計画の認定の取消し）

第14条 市長は、認定事業者が、その認定を受けた事業に関する計画（前条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定事業計画」という。）について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- (1) 認定事業計画に従って認定事業を行わないとき。
- (2) 認定事業計画に係る認定事業の休止（一時的な休止を除く。）又は廃止をしたとき。
- (3) 市税を滞納したとき。
- (4) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

（認定事業に係る施設に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税）

第15条 認定事業者の、認定事業計画に係る認定事業に係る施設のうち規則で定めるものの用に供する家屋若しくは償却資産のうち規則で定めるもの又はこれらの敷地である土地で、当該認定事業者が所有するものに対して課する固定資産税及び都市計画税の額は、次の表に掲げる事業の区分に応じ、その事業開始日の属する年の翌年の1月1日（その事業開始日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度からそれぞれ同表に掲げる年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、この項の規定の適用がないものとした場合における市税条例第36条の4及び第179条の規定を適用して計算した固定資産税額及び都市計画税額から、当該固定資産税額及び都市計画税額にそれぞれ同表に掲げる割合を乗じて得た額を控除した額に相当する金額とする。

	事業区分	適用年度	割合
--	------	------	----

1	特定事業	別表第1の2の項, 6の項, 7の項又は9の項に掲げる分野に該当する事業のうち規則で定めるもの	5年度分	3分の2
2	中核事業			
3	特例中核事業		10年度分	3分の2
4	特定事業	この表の1の項から3の項までに掲げるもの以外のもの	5年度分	2分の1
5	中核事業			
6	特例中核事業		10年度分	2分の1

2 前項に規定する家屋は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 令和2年1月2日から令和5年3月31日までの間（令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間において事業計画に係る第12条第1項の規定による認定（以下この条において「当初認定」という。）を受けた者にあつては、当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日までの間を含み、当初認定を受けた事業計画に関し、第13条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第29条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日までの間を含む。以下「認定事業対象期間」という。）に建設に着手し、かつ取得したもの
- (2) 認定事業対象期間内に、当該認定事業計画に係る認定事業の用に供するもの
- (3) 第12条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又はエンタープライズゾーン条例の規定により認定を受けている計画に係る家屋でないもの

3 第1項に規定する償却資産は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 認定事業対象期間内に取得したもの
- (2) 認定事業対象期間内に、当該認定事業計画に係る認定事業の用に供するもの

- (3) 事業開始日から起算して3月が経過した日の属する月の前月末日までに新たに取得したもの
 - (4) 第12条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又はエンタープライズゾーン条例の規定により認定を受けている計画に係る償却資産でないもの
- 4 第1項に規定する土地は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。
- (1) 認定事業者が、令和2年1月2日から令和5年3月31日までの間に取得したもの
 - (2) 第2項に規定する家屋の敷地である土地であるもの
 - (3) 当初認定時に建設に着手していない場合は、その取得の日の翌日から起算して1年を経過する日までに当該土地を敷地とする認定事業計画に係る認定事業に係る施設の建設に着手するもの
 - (4) 第12条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又はエンタープライズゾーン条例の規定により認定を受けている計画に係る家屋又は償却資産の敷地である土地でないもの
- (追加取得した認定事業に係る施設に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税)

第16条 前条の規定にかかわらず、認定事業者の、認定事業計画に係る認定事業に係る施設のうち規則で定めるものの用に供する家屋又は償却資産であつて、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該家屋又は償却資産のうち規則で定めるもので、当該認定事業者が所有するものに対して課する固定資産税及び都市計画税の額は、その事業開始日の属する年の翌年の1月1日（その事業開始日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から3年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、この項の規定の適用がないものとした場合における市税条例第36条の4及び第179条の規定を適用して計算した固定資産税額及び都市計画税額から、当該固定資産税額及び都市計画税額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額を控除した額に相当する金額とする。

- (1) 当該認定事業計画に係る施設に係る家屋又は償却資産の敷地である土地が、

当該認定事業者が既に実施している別の認定事業計画に係る家屋又は償却資産の敷地であるとき（当該認定事業計画に係る施設が償却資産のみであるときは、当該認定事業者及び当該償却資産が規則で定める要件に該当するときに限る。次号において同じ。）。

- (2) 当該認定事業計画に係る施設に係る家屋又は償却資産の敷地である土地が、エンタープライズゾーン条例の施行の日から令和2年3月31日までの間において、当該認定事業者が認定を受けたことのある別の認定事業計画に係る家屋又は償却資産の敷地であるとき。

2 前項に規定する家屋は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 認定事業対象期間内に建設に着手し、かつ取得したもの
- (2) 認定事業対象期間内に、当該認定事業計画に係る認定事業の用に供するもの
- (3) 第12条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又はエンタープライズゾーン条例の規定により認定を受けている計画に係る家屋でないもの

3 第1項に規定する償却資産は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 認定事業対象期間内に取得したもの
- (2) 認定事業対象期間内に、当該認定事業計画に係る認定事業の用に供するもの
- (3) 事業開始日から起算して3月が経過した日の属する月の前月末日までに新たに取得したもの
- (4) 第12条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又はエンタープライズゾーン条例の規定により認定を受けている計画に係る償却資産でないもの

（認定事業に係る施設の建設着手期限の延長）

第17条 第15条第4項第3号の規定にかかわらず、市長は、災害その他やむを得ない理由により、第15条第4項に規定する土地の取得の日の翌日から起算して

1年を経過する日までに当該土地を敷地とする認定事業計画に係る認定事業に係る施設の建設の着手をすることができないと認めるときは、認定事業者からの申請により、1年以内の期間を限って当該期間を延長することができる。

(中核事業に係る施設又は特例中核事業に係る施設に係る事業所税の不均一課税)

第18条 事業所用家屋（市税条例第177条の10第1項第5号に規定する事業所用家屋をいう。以下同じ。）で認定事業計画（中核事業計画又は特例中核事業計画に限る。以下この条において同じ。）に係る認定事業に係る施設のうち規則で定めるものに係る事業所等（市税条例第177条の10第1項第4号に規定する事業所等をいう。以下同じ。）のうち認定事業対象期間内に認定事業が開始されたものにおいて認定事業者が行う事業に対して課する事業所税（市税条例第177条の11第1項に規定する事業所税をいう。以下同じ。）のうち資産割（市税条例第177条の10第1項第1号に規定する資産割をいう。以下同じ。）の額は、次の表に掲げる事業の区分に応じ、当該認定事業計画に係る認定事業に係る施設に係る事業所等において認定事業が開始された日から起算してそれぞれ同表に掲げる年を経過する日以後に最初に終了する事業年度（個人の行う事業に対して課する事業所税にあつては、個人に係る課税期間。以下同じ。）分までに限り、この項の規定の適用がないものとした場合における市税条例第177条の15の規定を適用して計算した資産割額から、当該資産割額にそれぞれ同表に掲げる割合を乗じて得た額を控除した額に相当する金額とする。

	事業区分		経過年数	割合
1	中核事業	別表第1の2の項，6の項，	5年	3分の2
2	特例中核事業	7の項又は9の項に掲げる分野に該当する事業のうち規則で定めるもの	10年	3分の2
3	中核事業	この表の1の項及び2の項に	5年	2分の1
4	特例中核事業	掲げるもの以外のもの	10年	2分の1

2 前項の規定にかかわらず、事業所用家屋で認定事業計画に係る認定事業に係る施設のうち規則で定めるものに係る事業所等のうち、認定事業対象期間内に

認定事業が開始されたものであって、当該家屋に係る固定資産税及び都市計画税について第16条の適用を受けるものにおいて認定事業者が行う認定事業に対して課する事業所税のうち資産割の額は、当該認定事業計画に係る認定事業に係る施設に係る事業所等において認定事業が開始された日から起算して3年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までに限り、この項の規定の適用がないものとした場合における市税条例第177条の15の規定を適用して計算した資産割額から、当該資産割額に2分の1を乗じて得た額を控除した額に相当する金額とする。

3 前2項の規定の適用を受ける事業であるかどうかの判定は、課税標準の算定期間（市税条例第177条の14第1項に規定する課税標準の算定期間をいう。）の末日の現況によるものとする。

（認定事業に係る施設に係る不均一課税等の適用を受けようとする者がすべき申告）

第19条 第15条、第16条又は前条第1項若しくは第2項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日までに、規則で定めるところにより、認定事業計画に係る認定事業に係る施設の所在地その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 第15条又は第16条の規定の適用を受けようとする者 当該年度の初日の属する年の1月31日

(2) 前条第1項又は第2項の規定の適用を受けようとする者（法人に限る。）
市税条例第177条の18第1項に規定する申告納付の期限

(3) 前条第1項又は第2項の規定の適用を受けようとする者（個人に限る。）
市税条例第177条の19第1項に規定する申告納付の期限

（国際経済事業計画の認定等）

第20条 神戸国際経済ゾーン内に所在する事務所又は事業所において国際経済事業を行おうとする者（当該事業を行う法人を設立しようとする者を含む。）は、当該国際経済事業を開始する日（認定国際経済事業者（この項の規定により市長の認定を受けた者をいう。以下同じ。）が当該国際経済事業を開始する日として第34条の規定により届け出た日をいう。以下「国際経済事業開始日」とい

う。)までに、当該国際経済事業に関する計画（以下「国際経済事業計画」という。）を作成し、これを市長に提出し、当該国際経済事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 市長は、国際経済事業計画の提出があった場合は、これを審査し、その内容が適当であると認めるときは、前項の認定をするものとする。

3 第12条第2項及び第5項並びに第13条の規定は国際経済事業計画について、第14条の規定は第1項の認定について準用する。この場合において、第12条第2項中「特定事業に係る事業計画（以下「特定事業計画」という。）」とあるのは「国際経済事業計画」と、「特定事業の」とあるのは「国際経済事業の」と、「特定事業を」とあるのは「国際経済事業を」と、「特定事業に係る施設」とあるのは「国際経済事業に係る施設」と、第12条第5項第1号中「事業開始日」とあるのは「国際経済事業開始日」と、「事業計画」とあるのは「国際経済事業計画」と、「認定事業」とあるのは「国際経済事業」と、同項第2号中「第15条（認定事業に係る部分に限る。）又は第16条（認定事業に係る部分に限る。）」とあるのは「第21条（国際経済事業に係る部分に限る。）又は第22条（国際経済事業に係る部分に限る。）」と、「認定事業」とあるのは「国際経済事業」と、「償却資産及び土地」とあるのは「及び償却資産」と、第13条第1項中「前条」とあるのは「第20条」と、「事業計画」とあるのは「国際経済事業計画」と、「事業開始日」とあるのは「国際経済事業開始日」と、「事業変更計画」とあるのは「国際経済事業変更計画」と、同条第2項中「事業変更計画」とあるのは「国際経済事業変更計画」と、第14条中「認定事業者」とあるのは「認定国際経済事業者」と、「事業に関する計画」とあるのは「国際経済事業に関する計画」と、「前条第1項」とあるのは「第20条第3項において準用する第13条」と、「認定事業計画」とあるのは「認定国際経済事業計画」と、「従って認定事業」とあるのは「従って国際経済事業」と、「係る認定事業」とあるのは「係る国際経済事業」と読み替えるものとする。

（国際経済事業施設に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税）

第21条 認定国際経済事業者の、認定国際経済事業計画に係る国際経済事業に係る施設（以下「国際経済事業施設」という。）のうち規則で定めるものの用に

供する家屋又は償却資産のうち規則で定めるもので、当該認定国際経済事業者が所有するものに対して課する固定資産税及び都市計画税の額は、次の表に掲げる事業の区分に応じ、その国際経済事業開始日の属する年の翌年の1月1日（その国際経済事業開始日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から5年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、この項の規定の適用がないものとした場合における市税条例第36条の4及び第179条の規定を適用して計算した固定資産税額及び都市計画税額から、当該固定資産税額及び都市計画税額にそれぞれ同表に掲げる割合を乗じて得た額を控除した額に相当する金額とする。

	事業区分	割合
1	別表第1の2の項，6の項，7の項又は9の項に掲げる分野に該当する国際経済事業であって規則で定めるもの	3分の2
2	この表の1の項に掲げるもの以外の国際経済事業	2分の1

2 前項に規定する家屋は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 令和2年1月2日から令和5年3月31日までの間（令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間において国際経済事業計画に係る前条第1項の規定による認定（以下この条において「当初認定」という。）を受けた者にあつては、当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日までの間を含み、当初認定を受けた国際経済事業計画に関し、同条第3項において準用する第13条の規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日までの間を含む。以下「認定国際経済事業対象期間」という。）に建設に着手し、かつ取得したもの
- (2) 認定国際経済事業対象期間内に、当該認定国際経済事業計画に係る国際経済事業の用に供するもの
- (3) 前条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又はエンタープライズゾーン条例の規定により認定を受けている計画に係る家

屋でないもの

3 第1項に規定する償却資産は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならぬ。

- (1) 認定国際経済事業対象期間内に取得したもの
- (2) 認定国際経済事業対象期間内に、当該認定国際経済事業計画に係る国際経済事業の用に供するもの
- (3) 国際経済事業開始日から起算して3月が経過した日の属する月の前月末日までに新たに取得したもの
- (4) 前条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又はエンタープライズゾーン条例の規定により認定を受けている計画に係る償却資産でないもの

(追加取得した国際経済事業に係る施設に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税)

第22条 前条の規定にかかわらず、認定国際経済事業者の、認定国際経済事業計画に係る国際経済事業に係る施設のうち規則で定めるものの用に供する家屋又は償却資産であつて、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該家屋又は償却資産のうち規則で定めるもので、当該認定国際経済事業者が所有するものに対して課する固定資産税及び都市計画税の額は、その国際経済事業開始日の属する年の翌年の1月1日（その国際経済事業開始日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から3年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、この項の規定の適用がないものとした場合における市税条例第36条の4及び第179条の規定を適用して計算した固定資産税額及び都市計画税額から、当該固定資産税額及び都市計画税額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額を控除した額に相当する金額とする。

- (1) 当該認定国際経済事業計画に係る施設に係る家屋又は償却資産の敷地である土地が、当該認定国際経済事業者が既に実施している別の認定国際経済事業計画に係る家屋又は償却資産の敷地であるとき（当該認定国際経済事業計画に係る施設が償却資産のみであるときは、当該認定国際経済事業者及び当該償却資産が規則で定める要件に該当するときに限る。次号におい

て同じ。)

- (2) 当該認定国際経済事業計画に係る施設に係る家屋又は償却資産の敷地である土地が、エンタープライズゾーン条例の施行の日から令和2年3月31日にまでの間において、当該認定国際経済事業者が認定を受けたことのある別の認定国際経済事業計画に係る家屋又は償却資産の敷地であるとき。

2 前項に規定する家屋は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 認定国際経済事業対象期間内に建設に着手し、かつ取得したもの
- (2) 認定国際経済事業対象期間内に、当該認定国際経済事業計画に係る国際経済事業の用に供するもの
- (3) 第20条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又はエンタープライズゾーン条例の規定により認定を受けている計画に係る家屋でないもの

3 第1項に規定する償却資産は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 認定国際経済事業対象期間内に取得したもの
- (2) 認定国際経済事業対象期間内に、当該認定国際経済事業計画に係る国際経済事業の用に供するもの
- (3) 国際経済事業開始日から起算して3月が経過した日の属する月の前月末日までに新たに取得したもの
- (4) 第20条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又はエンタープライズゾーン条例の規定により認定を受けている計画に係る償却資産でないもの

(国際経済事業施設に係る不均一課税等の適用を受けようとする者がすべき申告)

第23条 第21条及び前条の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、規則で定めるところにより、認定国際事業計画に係る国際経済事業に係る施設の所在地その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(特定事業計画から中核事業計画への変更)

第24条 認定特定事業者（第12条第1項の認定を受けた特定事業計画（第13条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定特定事業計画」という。）に係る特定事業を行う者をいう。以下同じ。）は、その行おうとしていた特定事業の内容を変更し、中核事業として行おうとするときは、第12条第1項の規定により特定事業計画の認定（以下この条において「当初認定」という。）を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日又は事業開始日のいずれか早い日までに、認定特定事業計画を変更し、中核事業計画を作成した上で、当該中核事業計画に係る第12条第1項の規定による認定を受けることができる。

2 市長は、前項の規定による認定を行う場合において、当該認定に係る中核事業計画と同項の規定による変更前の特定事業計画との間に高い関連性があると認めるときは、当該認定後の第15条（中核事業に係る部分に限る。）、第16条（中核事業に係る部分に限る。）及び第18条（中核事業に係る部分に限る。）の規定の適用については、前項の規定により認定を受けた者が、変更前の特定事業計画に係る第12条第1項の認定を受けた当初から、認定中核事業計画（第12条第1項の認定を受けた中核事業計画（第13条第1項の規定による変更の認定があったときはその変更後のもの）をいう。以下同じ。）に従って中核事業を行っていたものとみなすことができる。この場合における認定事業対象期間の終期は、当初認定を受けた事業計画に関し、前項の規定による変更の認定を受けた日（前項の規定による変更の認定を受ける前に第13条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第29条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日）の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日とする。

(中核事業計画から特定事業計画への変更)

第25条 認定中核事業者（認定中核事業計画に係る中核事業を行う者をいう。以下同じ。）は、その行おうとしていた中核事業の内容を変更し、特定事業として行おうとするときは、第12条第1項の規定により中核事業計画の認定（以下

この条において「当初認定」という。)を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日又は事業開始日のいずれか早い日までに、認定中核事業計画を変更し、特定事業計画を作成した上で、当該特定事業計画に係る第12条第1項の規定による認定を受けることができる。

- 2 市長は、前項の規定による認定を行う場合において、当該認定に係る特定事業計画と同項の規定による変更前の中核事業計画との間に高い関連性があると認めるときは、当該認定後の第15条（特定事業に係る部分に限る。）及び第16条（特定事業に係る部分に限る。）の規定の適用については、前項の規定により認定を受けた者が、変更前の中核事業計画に係る第12条第1項の認定を受けた当初から、認定特定事業計画に従って特定事業を行っていたものとみなすことができる。この場合における認定事業対象期間の終期は、当初認定を受けた事業計画に関し、前項の規定による変更の認定を受けた日（前項の規定による変更の認定を受ける前に第13条第1項、第24条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第29条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日）の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日とする。

（特定事業計画から特例中核事業計画への変更）

第26条 認定特定事業者は、その行おうとしていた特定事業の内容を変更し、特例中核事業として行おうとするときは、第12条第1項の規定により特定事業計画の認定（以下この条において「当初認定」という。）を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日又は事業開始日のいずれか早い日までに、認定特定事業計画を変更し、特例中核事業計画を作成した上で、当該特例中核事業計画に係る第12条第1項の規定による認定を受けることができる。

- 2 市長は、前項の規定による認定を行う場合において、当該認定に係る特例中核事業計画と同項の規定による変更前の特定事業計画との間に高い関連性があると認めるときは、当該認定後の第15条（特例中核事業に係る部分に限る。）、第16条（特例中核事業に係る部分に限る。）及び第18条（特例中核事業に係る部分に限る。）の規定の適用については、前項の規定により認定を受けた者が、

変更前の特定事業計画に係る第12条第1項の認定を受けた当初から、認定特例中核事業計画（第12条第1項の認定を受けた特例中核事業計画（第13条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）をいう。以下同じ。）に従って特例中核事業を行っていたものとみなすことができる。この場合における認定事業対象期間の終期は、当初認定を受けた事業計画に関し、前項の規定による変更の認定を受けた日（前項の規定による変更の認定を受ける前に第13条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第29条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日）の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日とする。

（特例中核事業計画から特定事業計画への変更）

第27条 認定特例中核事業者（認定特例中核事業計画に係る特例中核事業を行う者をいう。以下同じ。）は、その行おうとしていた特例中核事業の内容を変更し、特定事業として行おうとするときは、第12条第1項の規定により特例中核事業計画の認定（以下この条において「当初認定」という。）を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日又は事業開始日のいずれか早い日までに、認定特例中核事業計画を変更し、特定事業計画を作成した上で、当該特定事業計画に係る第12条第1項の規定による認定を受けることができる。

2 市長は、前項の規定による認定を行う場合において、当該認定に係る特定事業計画と同項の規定による変更前の特例中核事業計画との間に高い関連性があると認めるときは、当該認定後の第15条（特定事業に係る部分に限る。）及び第16条（特定事業に係る部分に限る。）の規定の適用については、前項の規定により認定を受けた者が、変更前の特例中核事業計画に係る第12条第1項の認定を受けた当初から、認定特定事業計画に従って特定事業を行っていたものとみなすことができる。この場合における認定事業対象期間の終期は、当初認定を受けた事業計画に関し、前項の規定による変更の認定を受けた日（前項の規定による変更の認定を受ける前に第13条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第28条第1項又は第29条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日）の翌日から起算し

て2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日とする。

（中核事業計画から特例中核事業計画への変更）

第28条 認定中核事業者は、その行おうとしていた中核事業の内容を変更し、特例中核事業として行おうとするときは、第12条第1項の規定により中核事業計画の認定（以下この条において「当初認定」という。）を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日又は事業開始日のいずれか早い日までに、認定中核事業計画を変更し、特例中核事業計画を作成した上で、当該特例中核事業計画に係る第12条第1項の規定による認定を受けることができる。

2 市長は、前項の規定による認定を行う場合において、当該認定に係る特例中核事業計画と同項の規定による変更前の中核事業計画との間に高い関連性があると認めるときは、当該認定後の第15条（特例中核事業に係る部分に限る。）、第16条（特例中核事業に係る部分に限る。）及び第18条（特例中核事業に係る部分に限る。）の規定の適用については、前項の規定により認定を受けた者が、変更前の中核事業計画に係る第12条第1項の認定を受けた当初から、認定特例中核事業計画に従って特例中核事業を行っていたものとみなすことができる。この場合における認定事業対象期間の終期は、当初認定を受けた事業計画に関し、前項の規定による変更の認定を受けた日（前項の規定による変更の認定を受ける前に第13条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項又は第29条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日）の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日とする。

（特例中核事業計画から中核事業計画への変更）

第29条 認定特例中核事業者は、その行おうとしていた特例中核事業の内容を変更し、中核事業として行おうとするときは、第12条第1項の規定により特例中核事業計画の認定（以下この条において「当初認定」という。）を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日又は事業開始日のいずれか早い日までに、認定特例中核事業計画を変更し、中核事業計画を作成した上で、当該中核事業

計画に係る第12条第1項の規定による認定を受けることができる。

- 2 市長は、前項の規定による認定を行う場合において、当該認定に係る中核事業計画と同項の規定による変更前の特例中核事業計画との間に高い関連性があると認めるときは、当該認定後の第15条（中核事業に係る部分に限る。）、第16条（中核事業に係る部分に限る。）及び第18条（中核事業に係る部分に限る。）の規定の適用については、前項の規定により認定を受けた者が、変更前の特例中核事業計画に係る第12条第1項の認定を受けた当初から、認定中核事業計画に従って中核事業を行っていたものとみなすことができる。この場合における認定事業対象期間の終期は、当初認定を受けた事業計画に関し、前項の規定による変更の認定を受けた日（前項の規定による変更の認定を受ける前に第13条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項又は第28条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日）の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日とする。

（認定特定事業者に係る地位の全部の承継）

第30条 次に掲げる者は、市長の承認を受けて、事業開始日以後、認定特定事業者が有していた第12条第1項、第13条第1項、第25条第1項又は第27条第1項の認定に基づく地位を承継することができる。

- (1) 認定特定事業者について相続があつた場合における相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）
- (2) 認定特定事業者について合併があつた場合における合併後存続する法人又は合併により設立した法人
- (3) 認定特定事業者について分割（認定特定事業計画に係る特定事業の全部を承継させるものに限る。）があつた場合における分割によりその特定事業の全部を承継した法人
- (4) 認定特定事業者が株式交換を行った場合における当該認定特定事業者の発行済株式の全部を取得した会社（認定特定事業計画に係る特定事業の全部を承継した株式会社又は合同会社に限る。）

(5) 認定特定事業者が株式移転（他の株式会社と共同してするものを含む。）を行った場合における株式移転により設立された株式会社（認定特定事業計画に係る特定事業の全部を承継したものに限る。）

(6) 認定特定事業計画に係る特定事業の全部が譲渡された場合におけるその特定事業の全部を譲り受けた者

2 前項の承認を受けようとする者は、事業承継日（相続があった日、合併があった日、分割があった日、株式交換があった日、株式移転があった日又は特定事業の譲渡があった日をいう。）の翌日から起算して3月以内に、次に掲げる事項を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(1) 承継前の認定特定事業計画に関する事項

(2) 前項の承認を受けようとする者に関する事項

(3) 相続、合併、分割、株式交換、株式移転又は特定事業の譲渡に関する事項

(4) 認定特定事業計画に係る特定事業の承継に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

（認定中核事業者、認定特例中核事業者及び認定国際経済事業者に係る地位の全部の承継への準用）

第31条 前条の規定は、認定中核事業者が有していた第12条第1項、第13条第1項、第24条第1項又は第29条第1項の認定に基づく地位の承継について準用する。この場合において、前条第1項中「認定特定事業者」とあるのは「認定中核事業者」と、「第25条第1項又は第27条第1項」とあるのは「第24条第1項又は第29条第1項」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定中核事業計画」と、「特定事業の」とあるのは「中核事業の」と、同条第2項中「特定事業の」とあるのは「中核事業の」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定中核事業計画」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、認定特例中核事業者が有していた第12条第1項、第13条第1項、第26条第1項又は第28条第1項の認定に基づく地位の承継について準用する。この場合において、前条第1項中「認定特定事業者」とあるのは「認定特例中核事業者」と、「第25条第1項又は第27条第1項」とあるのは「第26条第1項又は第28条第1項」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定特例中核

事業計画」と、「特定事業の」とあるのは「特例中核事業の」と、同条第2項中「特定事業の」とあるのは「特例中核事業の」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定特例中核事業計画」と読み替えるものとする。

- 3 前条の規定は、認定国際経済事業者が有していた第20条第1項又は同条第3項において準用する第13条の認定に基づく地位の承継について準用する。この場合において、前条第1項中「事業開始日」とあるのは「国際経済事業開始日」と、「認定特定事業者」とあるのは「認定国際経済事業者」と、「第12条第1項、第13条第1項、第25条第1項又は第27条第1項」とあるのは「第20条第1項又は同条第3項において準用する第13条」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定国際経済事業計画」と、「特定事業の」とあるのは「国際経済事業の」と、同条第2項中「特定事業の」とあるのは「国際経済事業の」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定国際経済事業計画」と読み替えるものとする。

(認定特定事業者の財産の一部の承継に係る地位の一部の承継)

第32条 次に掲げる者は、市長の承認を受けて、事業開始日以後、承継を受けた特定事業家屋等（第15条又は第16条の規定により固定資産税及び都市計画税につき不均一の課税の対象となる家屋、償却資産又は土地をいう。以下同じ。）に係る範囲内において、認定特定事業者が有していた第12条第1項、第13条第1項、第25条第1項又は第27条第1項の認定に基づく地位を承継することができる。

- (1) 認定特定事業者について分割（認定特定事業計画に係る特定事業の全部を承継させるものを除く。）があった場合における分割により特定事業家屋等の一部を承継した法人
- (2) 認定特定事業者が株式交換を行った場合における当該認定特定事業者の発行済株式の全部を取得した会社（認定特定事業計画に係る特定事業の全部を承継した株式会社又は合同会社を除き、特定事業家屋等の一部を承継した株式会社又は合同会社に限る。）
- (3) 認定特定事業者が株式移転（他の株式会社と共同してするものを含む。）を行った場合における株式移転により設立された株式会社（認定特定事業

計画に係る特定事業の全部を承継したものを除き、特定事業家屋等の一部を承継した株式会社又は合同会社に限る。）

(4) 認定特定事業計画に係る特定事業の譲渡（当該特定事業の全部を譲渡するものを除く。）があった場合における特定事業家屋等の一部を譲り受けた者

2 前項の承認は、次の各号のいずれかに該当する場合でなければ、行うことができないものとする。

(1) 地位の承継を受けようとする者が、認定特定事業者が認定を受けていた特定事業計画に従った特定事業を、単独で引き続き行うことができるものと認められること。

(2) 地位の承継を受けようとする者が複数いる場合にあっては、これら複数の者が、認定特定事業者が認定を受けていた特定事業計画に従った特定事業を、共同で引き続き行うことができるものと認められること。

(3) 特定事業家屋等の一部が認定特定事業者に留保されている場合にあっては、当該認定特定事業者と地位の承継を受けようとする者（地位の承継を受けようとする者が複数いる場合を含む。）が、認定特定事業者が認定を受けていた特定事業計画に従った特定事業を、共同で引き続き行うことができるものと認められること。

3 市長は、第1項の承認を行う場合において、必要があると認めるときは、第13条第1項の認定を合わせて行うものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、1の認定特定事業者が行っていた特定事業を複数の認定特定事業者が行うよう変更する旨の特定事業計画の変更を認定することができる。

4 第1項の承認を受けようとする者は、事業承継日（分割があった日、株式交換があった日、株式移転があった日又は特定事業の一部の譲渡があった日をいう。）の翌日から起算して3月以内に、次に掲げる事項を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(1) 承継前の認定特定事業計画に関する事項

(2) 第1項の承認を受けようとする者に関する事項

(3) 分割、株式交換、株式移転又は特定事業の一部の譲渡に関する事項

- (4) 認定特定事業計画に係る特定事業の承継に関する事項
- (5) 第1項の承認を受けようとする者に係る承継後の特定事業計画に関する事項
- (6) 第2項各号に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(認定中核事業者、認定特例中核事業者及び認定国際経済事業者についての財産の一部の承継に係る地位の一部の承継への準用)

第33条 前条の規定は、認定中核事業者が有していた第12条第1項、第13条第1項、第24条第1項又は第29条第1項の認定に基づく地位の承継について準用する。この場合において、前条第1項中「特定事業家屋等」とあるのは「中核事業家屋等」と、「土地」とあるのは「土地並びに第18条（中核事業に係る部分に限る。）の規定により事業所税につき不均一の課税の対象となる事業所等」と、「認定特定事業者」とあるのは「認定中核事業者」と、「第25条第1項又は第27条第1項」とあるのは「第24条第1項又は第29条第1項」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定中核事業計画」と、「特定事業の」とあるのは「中核事業の」と、同条第2項中「認定特定事業者」とあるのは「認定中核事業者」と、「特定事業計画」とあるのは「中核事業計画」と、「特定事業を」とあるのは「中核事業を」と、「特定事業家屋等」とあるのは「中核事業家屋等」と、同条第3項中「認定特定事業者」とあるのは「認定中核事業者」と、「特定事業を」とあるのは「中核事業を」と、「特定事業計画」とあるのは「中核事業計画」と、同条第4項中「特定事業の」とあるのは「中核事業の」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定中核事業計画」と、「特定事業計画に関する」とあるのは「中核事業計画に関する」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、認定特例中核事業者が有していた第12条第1項、第13条第1項、第26条第1項又は第28条第1項の認定に基づく地位の承継について準用する。この場合において、前条第1項中「特定事業家屋等」とあるのは「特例中核事業家屋等」と、「土地」とあるのは「土地並びに第18条（特例中核事業に係る部分に限る。）の規定により事業所税につき不均一の課税の対象となる事業所等」と、「認定特定事業者」とあるのは「認定特例中核事業者」と、「第25

条第1項又は第27条第1項」とあるのは「第26条第1項又は第28条第1項」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定特例中核事業計画」と、「特定事業の」とあるのは「特例中核事業の」と、同条第2項中「認定特定事業者」とあるのは「認定特例中核事業者」と、「特定事業計画」とあるのは「特例中核事業計画」と、「特定事業を」とあるのは「特例中核事業を」と、「特定事業家屋等」とあるのは「特例中核事業家屋等」と、同条第3項中「認定特定事業者」とあるのは「認定特例中核事業者」と、「特定事業を」とあるのは「特例中核事業を」と、「特定事業計画」とあるのは「特例中核事業計画」と、同条第4項中「特定事業の」とあるのは「特例中核事業の」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定特例中核事業計画」と、「特定事業計画に関する」とあるのは「特例中核事業計画に関する」と読み替えるものとする。

- 3 前条の規定は、認定国際経済事業者が有していた第20条第1項又は同条第3項において準用する第13条の認定に基づく地位の承継について準用する。この場合において、前条第1項中「事業開始日」とあるのは「国際経済事業開始日」と、「特定事業家屋等」とあるのは「国際経済事業家屋等」と、「第15条又は第16条」とあるのは「第21条又は第22条」と、「償却資産又は土地」とあるのは「又は償却資産」と、「認定特定事業者」とあるのは「認定国際経済事業者」と、「第12条第1項、第13条第1項、第25条第1項又は第27条第1項」とあるのは「第20条第1項又は同条第3項において準用する第13条」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定国際経済事業計画」と、「特定事業の」とあるのは「国際経済事業の」と、同条第2項中「認定特定事業者」とあるのは「認定国際経済事業者」と、「特定事業計画」とあるのは「国際経済事業計画」と、「特定事業を」とあるのは「国際経済事業を」と、「特定事業家屋等」とあるのは「国際経済事業家屋等」と、同条第3項中「第13条第1項」とあるのは「第20条第3項において準用する第13条」と、「認定特定事業者」とあるのは「認定国際経済事業者」と、「特定事業を」とあるのは「国際経済事業を」と、「特定事業計画」とあるのは「国際経済事業計画」と、同条第4項中「特定事業の」とあるのは「国際経済事業の」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定国際経済事業計画」と、「特定事業計画に関する」とあるのは

「国際経済事業計画に関する」と読み替えるものとする。

(事業の開始等の届出)

第34条 次の表の左欄に掲げる者は、同表の右欄に定める事業を開始し、休止し、又は廃止しようとするときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

認定特定事業者	認定特定事業計画に係る特定事業
認定中核事業者	認定中核事業計画に係る中核事業
認定特例中核事業者	認定特例中核事業計画に係る特例中核事業
認定国際経済事業者	認定国際経済事業計画に係る国際経済事業

第4章 雑則

(報告の徴収等)

第35条 市長は、この条例における計画の認定に係る適正な審査又は事業の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該計画の認定の審査に係る事項若しくは当該事業の実施の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、次に掲げる場所に立ち入り、当該計画の認定の審査に係る事項若しくは当該事業の実施の状況に関し必要な調査若しくは質問をさせることができる。

- (1) 第3条、第5条、第6条、第12条、第13条又は第20条の認定に係る家屋、償却資産及び土地
- (2) 第9条、第15条、第16条、第21条又は第22条の規定の適用を受ける家屋、償却資産及び土地
- (3) 第18条の規定の適用を受ける事業所等

2 前項の場合においては、オフィスビル認定事業者、認定事業者及び認定国際経済事業者は、これに協力するものとする。

3 第1項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 認定事業者及び認定国際経済事業者は、実施義務期間内においては、第1項に基づく調査に応じなければならない。

(事業実施確認)

第36条 市は、この条例に規定する事業が適正かつ確実に実施されているかどうかを把握することによりこの条例の規定が厳格に適用されるよう、少なくとも毎年1回以上事業の実施状況についての調査を行うなど、税負担の公平を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(市の責務)

第37条 市は、第1条の目的を達成するために、必要な規制の緩和、財政上の措置その他の必要な施策を講じることにより、オフィスビル事業、特定事業等及び国際経済事業の集積を促進するための事業環境の整備に努めるものとする。

(施行細目の委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

3 次に掲げるものについては、この条例は、前項に規定する日（以下「失効日」という。）後も、なおその効力を有する。

(1) 次に掲げるものに対して課する固定資産税及び都市計画税

ア 失効日までに取得され、かつ、認定オフィスビル事業計画に係る第9条に規定する家屋（同条に規定するオフィスビル認定事業者が令和2年4月1日から失効日までの間に第3条第1項の規定による認定（アにおいて「当初オフィスビル事業認定」という。）を受けた場合にあっては、当初オフィスビル事業認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日まで、当初オフィスビル事業認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日又は完成の日のいずれか早い日までの間に当初オフィスビル事業認定を受けたオフィスビル事業計画に関し、第5条第1項の規定による変更の認定を受けた者）にあっては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起

- 算して2年を経過する日又は当初オフィスビル事業認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日までの間に取得されたものを含む。)で当該オフィスビル認定事業者が所有するもの
- イ アに掲げるものの敷地である土地(第9条に規定する土地に限る。)で当該オフィスビル認定事業者が所有するもの
- ウ 失効日までに取得され、かつ、認定事業計画に係る認定事業の用に供された第15条又は第16条に規定する家屋又は償却資産(第15条又は第16条に規定する認定事業者が令和2年4月1日から失効日までの間(以下「特定期間」という。)に第12条第1項の規定による認定(ウ及びエにおいて「当初認定」という。)を受けた場合にあっては、当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日まで、当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日又は事業開始日のいずれか早い日までの間に当初認定を受けた事業計画に関し、第13条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第29条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあっては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日までの間に取得され、かつ、認定事業計画に係る認定事業の用に供されたものを含む。)で当該認定事業者が所有するもの
- エ ウに掲げるものの敷地である土地(第15条に規定する認定事業者が令和2年1月2日から失効日までの間に取得し、かつ、当初認定時に建設に着手していない場合は、その取得の日の翌日から起算して1年を経過する日までに当該土地を敷地とする同条に規定する認定事業に係る施設の建設の着手があったものに限る。)で当該認定事業者が所有するもの
- オ 失効日までに取得され、かつ、認定国際経済事業計画に係る国際経済事業の用に供された第21条又は第22条に規定する家屋又は償却資産(第21条又は第22条に規定する認定国際経済事業者が特定期間に第20条第1項の規定による認定(オにおいて当初認定という。)を受けた場合にあっては、当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日まで、当初認定

を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日又は国際経済事業開始日のいずれか早い日までの間に当初認定を受けた国際経済事業計画に関し、同条第3項において準用する第13条の規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日までの間に取得され、かつ、認定国際経済事業計画に係る国際経済事業の用に供されたものを含む。)で当該認定国際経済事業者が所有するもの

(2) 失効日までに認定事業計画に係る認定事業が開始された第18条に規定する事業所等(同条に規定する認定事業者が特定期間に中核事業計画に係る第12条第1項の規定による認定又は特例中核事業計画に係る第12条第1項の規定による認定(この号において「当初認定」という。)を受けた場合にあつては、当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日まで、当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日又は事業開始日のいずれか早い日までの間に当初認定を受けた事業計画に関し、第13条第1項、第24条第1項、第26条第1項、第28条第1項又は第29条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日までの間に、認定事業に係る認定事業を開始したものを含む。)において第18条に規定する認定事業者が行う事業に対して課する事業所税

4 第6条の規定は、失効日後も、同条の規定が効力を有するとしたならば当該規定によりオフィスビル認定事業者の変更の認定を受けることができる者が、附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされるこの条例の規定に基づいて固定資産税又は都市計画税に係る不均一の課税の対象者となり得る限りにおいて、なおその効力を有する。

5 第11条の規定は、失効日後も、同条の規定が効力を有するとしたならば当該規定により地位の承継を受けることができる者が、附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされるこの条例の規定に基づいて固定資産税又は都

市計画税に係る不均一の課税の対象者となり得る限りにおいて、なおその効力を有する。

6 第24条から第29条までの規定は、失効日後も、次に掲げる者が、附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされるこの条例の規定に基づいて固定資産税、都市計画税又は事業所税に係る不均一の課税の対象者となり得る限りにおいて、なおその効力を有する。

(1) 失効日後も第24条から第29条までの規定が効力を有するとしたならば第24条又は第29条の規定により中核事業計画に係る第12条第1項の認定を受けることができる者

(2) 失効日後も第24条から第29条までの規定が効力を有するとしたならば第25条又は第27条の規定により特定事業計画に係る第12条第1項の認定を受けることができる者

(3) 失効日後も第24条から第29条までの規定が効力を有するとしたならば第26条又は第28条の規定により特例中核事業計画に係る第12条第1項の認定を受けることができる者

7 第30条から第33条までの規定は、失効日後も、第30条から第33条までの規定が効力を有するとしたならば当該規定により地位の承継を受けることができる者が、附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされるこの条例の規定に基づいて固定資産税、都市計画税又は事業所税に係る不均一の課税の対象者となり得る限りにおいて、なおその効力を有する。

8 第7条、第34条、第35条及び第36条の規定は、失効日後も、次の表の左欄に掲げる者に係る同表の中欄に掲げる期限における同表の右欄に掲げる事業の実施に必要な限りにおいて、なおその効力を有する。

オフィスビル認定事業者	第9条第1項に規定する不均一課税の適用年度終了まで	認定オフィスビル事業計画に係るオフィスビル事業
認定特定事業者	第12条第5項第1号に規定する実施義務期間終了まで	認定特定事業計画に係る特定事業

認定中核事業者	第12条第5項第1号に規定する実施義務期間終了まで	認定中核事業計画に係る中核事業
認定特例中核事業者	第12条第5項第1号に規定する実施義務期間終了まで	認定特例中核事業計画に係る特例中核事業
認定国際経済事業者	第20条第3項において準用する第12条第5項第1号に規定する実施義務期間終了まで	認定国際経済事業計画に係る国際経済事業

9 第12条第5項及び第20条第3項において準用する第12条第5項の規定に基づき本市と認定事業者及び認定国際経済事業者との間で締結された協定の効力については、失効日後も、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

分野	対象事業
1 生活文化に関連する分野	(1) 繊維工業品，雑貨工業品，貴金属製品，家具製品，食料品，飲料水その他の生活文化に関する製品の製造又は卸売りの事業であつて，当該製品の企画及び開発を併せて行うもの又は主として神戸市内において企画及び開発をした製品を扱うもの
	(2) (1)の製品に関するデザインその他企画及び開発に関する専門的なサービスを行う事業
	(3) (1)及び(2)に掲げる事業に類するものとして市長が特に必要があると認める事業
2 情報及び通信に関連する分野	(1) 情報処理又は電気通信の高度化に資する電子機器又は通信機器の開発又は製造を行う事業
	(2) 電気通信による情報の流通の円滑化に資する電気通信事業又は放送事業に関するサービスを提供する

	事業
	(3) ソフトウェアの作成，情報処理サービス又は情報提供サービスを行う事業
	(4) 電気通信回線又は無線を利用して新たなサービスを提供し，又はサービスの提供の方式を改善する事業
	(5) 高度なソフトウェア技術を利用して映像の開発又は制作を行う事業
	(6) 電気通信回線又は電子機器を利用して顧客情報その他の情報のバックアップを行う事業
	(7) (1)から(6)までに掲げる事業に類するものとして市長が特に必要があると認める事業
3 国際化に関連する分野	(1) 外国企業等が我が国において行う事業の円滑な実施を支援する事業
	(2) 外国企業等が行う事業のうち神戸市内の事業者の事業活動に係る技術の高度化又は経営の能率の向上に寄与するもの
	(3) (1)及び(2)に掲げる事業に類するものとして市長が特に必要があると認める事業
4 集客に関連する分野	(1) 高度な集客力を有する文化施設，スポーツ施設又はレクリエーション施設の設置及び運営を行う事業
	(2) (1)に掲げる事業に類するものとして市長が特に必要があると認める事業
5 物流に関連する分野	(1) 高度な荷さばき，保管，流通加工等の機能を有する物流施設の設置及び運営を行う事業
	(2) (1)に掲げる事業に類するものとして市長が特に必要があると認める事業
6 医療，健康及び福祉に関連す	(1) 高度な医療技術又はバイオテクノロジーの発展に寄与する医療機器，医療用品，理化学機械器具又は

る分野	歯科材料の開発又は製造を行う事業
	(2) バイオテクノロジーその他の高度な技術を利用して医薬品の開発を行う事業及び医薬品の製造に係る装置の開発又は製造を行う事業
	(3) 介護を行う者の負担の軽減に資する福祉用具の開発又は製造を行う事業
	(4) 健康の保持及び増進を図るための製品を開発若しくは製造し，又はサービスを総合的に提供する事業
	(5) (1)から(4)までに規定する事業その他医療技術の発展に寄与する事業に係る専門的なサービスを提供する事業
	(6) (1)から(5)までに掲げる事業に類するものとして市長が特に必要があると認める事業
7 環境に関連する分野	(1) 高度な技術を利用した集じん装置，排水処理装置その他の公害防止装置の開発を行う事業
	(2) 自然的作用により完全に分解することその他これに類することにより環境への負荷の低減に資する原材料の製造に係る技術の開発を行う事業
	(3) 再生資源の利用の促進に資する技術の開発を行う事業
	(4) オゾン層を破壊する物質又はエネルギーの使用の合理化に資する技術の開発を行う事業
	(5) 水，土壌その他の自然において存在するものの浄化その他の回復に資する技術の開発を行う事業
	(6) 都市の緑化の促進に資する高度な技術の開発を行う事業
	(7) (1)から(6)までに掲げる事業に類するものとして市長が特に必要があると認める事業
8 新製造技術及	(1) 高度ロボット，超小型機械その他の高精度な技術

び新素材に関連する分野	を利用した製品又は生産効率の向上に資する新製造システムの開発その他の新製造技術に係る事業
	(2) ファインセラミックスその他の新素材又は新材料の開発又は製造を行う事業
	(3) (1)及び(2)に掲げる事業に類するものとして市長が特に必要があると認める事業
9 航空及び宇宙に関連する分野	(1) 航空輸送の大量化，超高速化その他の能力の向上に資する機械器具又は宇宙用機器の開発，製造又は整備を行う事業
	(2) 航空運送その他の航空機を利用して行う事業又は航空運航を支援する事業
	(3) (1)及び(2)に掲げる事業に類するものとして市長が特に必要があると認める事業

別表第2（第12条，第20条関係）

	事業区分	期間
1	第15条第1項の表の1の項，2の項，4の項及び5の項，第18条第1項の表の1の項及び3の項並びに第21条第1項の適用を受けるもの	10年
2	第15条第1項の表の3の項及び6の項並びに第18条第1項の表の2の項及び4の項の適用を受けるもの	20年
3	第16条第1項，第18条第2項及び第22条第1項の適用を受けるもの	6年

理 由

オフィスビル事業，特定事業等及び国際経済事業の集積を促進し，経済の新生に資することを目的として，一定の地域を定め，当該地域において市税の不均一の課税等をするに当たり，条例を制定する必要があるため。